

# 全中連ニュース

○編集・発行／一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会  
○TEL 03(5651)7301 FAX 03(6262)7494

○〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-4-1 新々ビル9階  
○ホームページ<<https://zenchuren-group.jp>>

## 入管庁 新制度「育成就労」の概要を解説

出入国在留管理庁はこのほど、技能実習制度に代わって新たに創設される「育成就労制度」の目的と施行時期、技能実習制度との違い、制度の基本事項、監理支援・受入れ機関、特定技能制度の見直しなど、現時点での決定事項をまとめました。

育成就労制度は、人手不足分野における人材の育成・確保を目的として創設されたもので、6月21日に公布された改正出入国管理法に基づき、公布から3年以内となる令和9年までに開始されます。今後、法の施行に必要な基本方針や主務省令、産業分野別の運用方針を策定する予定です。併せて送出国との交渉や二国間の協力覚書の作成、事前申請の受付なども順次進められます。

### ■技能実習では経過措置も

経過措置として、施行日までに受け入れが完了している技能実習生については、継続して実習を行うことが可能です。さらに改正法の施行日までに実習計画の認定申請を行い、施行日から3か月以内に技能実習を開始する者についても受け入れが認められます。

在留期間については、技能実習では最長5年となっていたところ、育成就労では原則3年に変更されます。この期間内に特定技能1号への移行に必要な技能の習得や、日本語能力に係る試験の合格を目指すこととなります。試験に不合格の場合も最長1年は在留継続が認められますが、在留資格は本人のみで、原則家族の帯同は不可となります。過去に2年以上の技能実習を行った外国人については、すでに育成就労を行ったとみなされ、同制度下で再来日して働くことはできません。

手続きでは3年間の育成就労計画を作成して認定を受け、就労開始までに日本語能力試験「A1：CEFR」、「N5：JLPT」の合格、またはそれに相当する日本語講習の受講を求めるとし、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しが理解できること、簡単なやり取りをすることができることが目安となります。

就労できる分野は一貫した分野に限られ、「夏は農業、冬は漁業」のように分野をまたぐことは原則として不可となっています。ただし、季節性のある分野については、派遣元と派遣先が共同で派遣時期を定めて育成就労計画を作成し、認定された場合に限り異なる分野での就労も可能となります。

### ■本人意向の転籍認める

育成就労では、パワーハラスメントや暴力などの人権侵害を受けた場合など、やむを得ない事情がある場合には転籍が認められます。さらに、以下の条件により本人の意向による転籍も認められるとしています。

- ①転籍元で従事していた業務と同一の業務区分であること。
- ②転籍元で従事していた期間が1年以上2年以下であること。
- ③技能および日本語能力が一定水準以上であること。
- ④転籍先の育成就労実施者が適切な要件に適合していること。

詳細は出入国在留管理庁ホームページ<<https://www.moj.go.jp/isa/content/001421922.pdf>>育成就労制度の概要をご参照ください。

# 令和6年度の技能講習について

労務安全並びに安全衛生に関する啓発・教育の一環として、新たに足場の組立等従事者特別教育、フルハーネス型墜落制止用器具特別教育、職長・安全衛生責任者教育も実施しております。会員団体皆様のご要請に応じて随時開催できる体制を整えておりますので、ご検討下さい。

## ■足場の組立等従事者特別教育

2015年7月1日施行の労働安全衛生規則改正により、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く）に従事する者は特別教育を受講することが事業者には義務付けられています。

## ■フルハーネス型墜落制止用器具特別教育

2019年2月1日施行の労働安全衛生規則改正により、墜落の危険性がある作業のうち、特に危険性の高い業務を行う者は特別教育を受講することが事業者には義務付けられています。

## ■職長・安全衛生責任者教育

建設現場等で直接労働者を指揮する職長は、労働者の健康と安全を確保する上で重要な立場にあることから労働安全衛生法では、労働災害防止のための重要な対策のひとつとして職長等の職務に就く者には安全衛生教育（職長教育）が義務付けられています。

※下記の講習も実施しておりますので、ご検討下さい。

### ●石綿取扱い作業従事者特別教育

石綿等が使用されている建築物の解体等の作業を行うときは、作業従事者や近隣住民の石綿ばく露による健康障害を防止するため、特別教育が義務付けられています。

### ●建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

建築物の解体または回収作業を行うときは、対象となる建築物に石綿使用の有無の調査が必要とされ、事前調査を実施するために必要な知識を有する「建築物石綿含有建材調査者」が行うことが義務付けられています。

## 24年度建設投資見通し2.7%増 国交省

国土交通省が公表した2024年度建設投資見通しによると、建設投資の総額は前年度比2.7%増の73兆200億円になるとし、価格転嫁の進行や人件費の上昇なども影響しているとしています。その一方で、住宅投資は官民合わせて17兆1400億円（同0.7%減）になると見通しています。

建設投資の内訳は、政府投資が26兆2100億円（同3.7%増）、民間投資が46兆8100億円（同2.2%増）とし、建築の総額は47兆2100億円（同2.0%増）、土木は25兆8100億円（同4.1%増）になると推計しています。

民間投資のうち、住宅建築投資は16兆5500億円（同0.8%減）、非住宅建設投資は17兆8500億円（同4.4%増）、建築補修（改装・改修）投資は12兆4100億円（同3.1%増）です。構成比は住宅が35%、非住宅が38%、建築補修が27%となっています。

政府投資は、住宅建築が5900億円（同3.5%増）、非住宅建設が4兆2900億円（同3.9%増）、建築補修が2兆7400億円（同3.8%増）としています。

# 国交省「木造住宅の安全確保マニュアル」公開

国土交通省は、木造住宅の居住者を地震リスクから守るための方策をまとめた「木造住宅の安全確保方策マニュアル」を公開しました。木造住宅の耐震化とその支援制度、住宅の倒壊から命を守るためのさまざまな方法、日常的な備えや対策について示しています。

震災時に木造住宅の居住者の命を守るためには、原則として住宅の耐震化を行うことが必要ですが、高齢化や資力不足などの理由により、本格的な耐震改修が実施できない場合も想定されます。そこで同省は、木造住宅耐震改修について幅広く検討するための有識者検討会を設置し、住民をはじめ、地方公共団体の建築・住宅部局担当者や防災担当者、建築事業者などが住宅の耐震化を行う際に役立つ同マニュアル<<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001760099.pdf>>を作成しました。

## 予算に応じた方策も解説

マニュアルでは、耐震化の基本的な考え方として、①住宅の耐震化の必要性を所有者自身が理解する ②住宅の耐震診断を行い、耐震性や危険性の有無を確認する ③耐震診断の結果に応じて耐震改修を行い、住宅の耐震性を確保する ④やむを得ない事情により耐震改修が行えない場合は暫定的・緊急的な方策を講じる ⑤日頃から災害時への備えを行うことを提案しています。また、地方自治体による先行事例などを掲載し、住宅所有者の予算に応じた具体的方策を案内しています。

耐震化に向けた支援制度については、国交省・地方自治体による補助制度や融資制度、税制の特例措置を紹介しています。

住宅全体の耐震化が難しい場合の対策としては ①段階的な耐震改修 ②部分的な耐震改修 ③耐震シェルター・耐震ベッドの設置 ④転倒の危険がある家具の固定 ⑤寝室を2階に設けるなどの工夫などを勧めています。他に各自治体が作成した防災・減災対策の資料（特設ページ、動画、各種ツールなど）へのリンクを掲載しています。



木造住宅の安全確保方策マニュアルより抜粋

まもなく募集開始！

『2024年問題』の対策のため、  
最新機械設備の導入を支援

「第2回設備投資緊急支援事業」

助成率 **4/5** 最大 **1億円!**  
以内！

運送・物流、建設業界で懸念されている、『2024年問題』への対策として、生産性の向上や競争力強化のために必要となる機械設備の導入経費の一部を助成します。

**主な申請資格**  
令和6年10月1日現在で、東京都内に登記簿上の本店又は支店があり、都内で2年以上事業を継続している中小企業者等  
※都外設置の場合は東京都内に本店があること

**申請予約**  
令和6年10月23日(水)～令和6年11月6日(水)

**申請書提出**  
令和6年11月1日(金)～令和6年11月15日(金)  
※助成金を申請するためには、事前の予約が必要です。  
公社ホームページよりご確認ください。

ホームページはこちらから！ → [東京都 設備投資](#)

**問い合わせ先**  
(公財)東京都中小企業振興公社 企画管理部 設備支援課  
TEL: 03-3251-7884

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

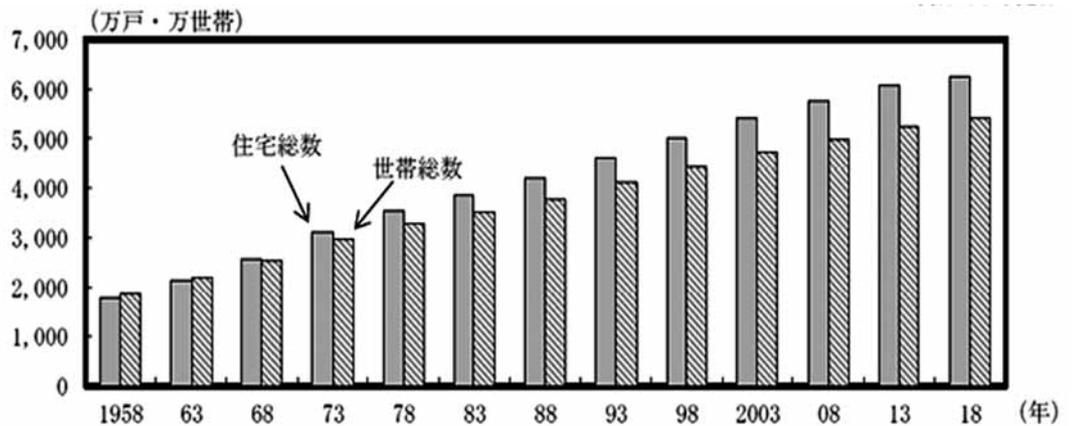
# 経済財政報告 住宅着工数建替需要で回復予想

政府は2024年度「年次経済財政報告」の中で、住宅ストックの展望と課題について取りまとめました。これによると、新設住宅着工戸数は1970年代前半の年間約190万戸をピークとして減少に転じ、2023年には年間約82万戸と、ピーク時の4割強にまで減少しています。その一方で、老朽化した住宅の除却・建て替え需要があることから、人口・世帯当たりの新設住宅着工戸数は一定水準にまで回復すると予想しています。また、持家ストックについては、住宅の長寿命化が進んでいることもあり、ストック余剰は今後さらに拡大する見込みとし、既存の持家ストックをいかに円滑に流通させるかが今後の課題となるとしています。

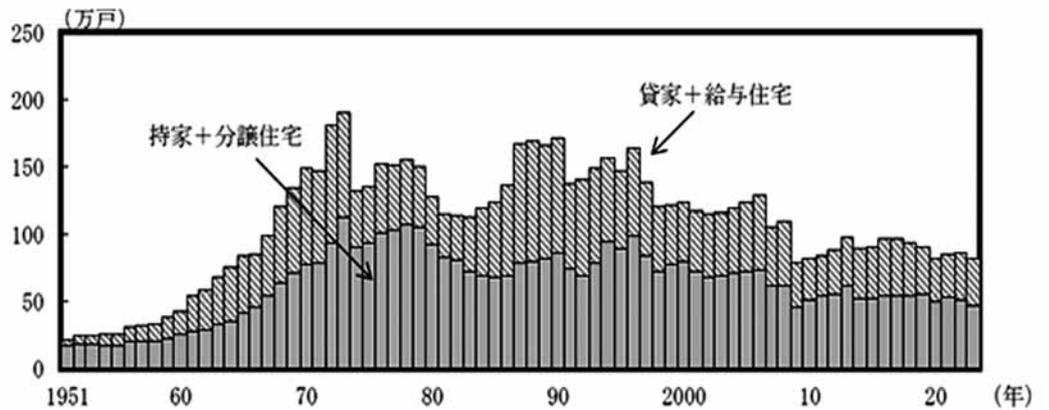
中古住宅においては、日本は諸外国と比べて依然として購入割合が低い水準です。しかし近年は、中古住宅の購入割合が幅広い年齢層で上昇しており、今後さらに資材価格や為替動向、2024年問題による人件費に係る建築費の上昇により、中古住宅の購入意向が高まる可能性があります。

現状では20代前半の購入割合が高く、20代後半から50代前半にかけて低下し、50代後半以降で再び増加するU字型を呈しています。中でもマンションの流動性が高いことから、今後中古住宅としての需要が高まると予想しています。

住宅ストック戸数の推移/資料:総務省「住宅・土地統計調査」より



新設住宅着工戸数の推移/資料:国土交通省「住宅着工統計」より



## 建設国保に加入しませんか！

◇建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、左官、板金、電気など建設工事業に従事している方やその家族のために設立された国民健康保険組合です。

### ○新規加入できる方

個人事業所の事業主と従業員、一人親方

### ○建設国保の保険料

保険料は業態と年齢・家族数によって決まります。所得で保険料は変わりません。

組合のホームページで保険料の試算ができます



※詳しくは組合ホームページをご覧ください <http://www.kensetsukokuho.or.jp/>

全国建設工事業国民健康保険組合

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 12-4  
TEL:03-5652-7001 FAX:03-5652-7035

# 労働条件明示のルール変更

社会保険労務士 森 友恵

今年には建設業界において、人事労務関係は大きな動きのある年となりました。4月から「時間外労働・休日労働の上限規制」が適用となりましたが、それだけではなく「労働条件明示のルール変更」も同月から施行されています。

労働者を新たに雇い入れる（また労働契約の更新する）際に、会社は労働者と労働契約を締結します。労働契約自体は口頭でも有効に成立しますが、雇入れ後に事前の条件と違っていた・言った言わない等のトラブルに発展する恐れがある為、労働基準法により、一定の労働条件については、書面による明示をしなければならないと定められています。このことを「絶対的明示事項」といいます。そのため、会社は労働条件を明示した書面 **労働条件通知書** を労働者に交付しなければなりません。この絶対的明示事項に、今回新たに3項目が追加されました。対象者・明示のタイミング等も含めて、具体的な内容は以下の表のとおりです。

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲 ※雇入れ直後と変更の範囲をそれぞれ明示
有期契約労働者	有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限の有無と内容 (有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限) ※併せて更新上限を新設・短縮しようとする場合、その理由をあらかじめ説明すること
	無期転換ルールに基づく 無期転換申込権が 発生する契約の更新時	3. 無期転換申込機会・無期転換後の労働条件 ※併せて無期転換後の労働条件を決定するに当たり、他の正社員等とのバランスを考慮した事項の説明に努めること

このルール変更の背景には、働き方改革の一環である多様な働き方(多様化する雇用ルール)に対応する目的があります。勤務地限定・職種限定という契約のほか、在宅勤務(テレワーク)も当たり前になった昨今、労働者とトラブルにならない為にも労働条件について明確にする必要がありました。また、契約期間に定めのある有期契約労働者に対しても、契約上限のほか、2018年にスタートした「無期転換制度(契約期間が5年を超えた場合に、本人からの申込によって契約期間の定めのない労働契約に転換される制度)」についての記載も義務づけることで対応しています。

なお、労働基準法が適用されるのは、正社員・アルバイト・パート等の雇用形態を問わずすべての労働者ですので、労働条件通知書の交付は、日雇労働者も当然に対象となります。ただし「就業場所・業務の変更の範囲」においては、日雇労働者の場合、その日の就業場所と従事する業務を明示するだけで十分であり、「変更の範囲」の明示は必要ありません。日雇労働の場合は、その日の就業場所と業務を明示することで、「契約期間中の変更範囲」も示したとみなされるからです。

労働者の人数や抱えている雇用形態数によっては、明示や説明の漏れ、契約更新の忘れ等のミスを起こしてしまう恐れがありますので、よりいっそう人事労務管理に注意する必要があります。労働条件通知書のひな型が、日雇型とそれ以外で労働局のホームページに掲載されていますので、まだ対応が出来ていない会社様は、参考にしてください。

【補足】労働条件の明示方法については、労働者が希望した場合はFAXやメール、SNS等でも可能です。ただし、電子交付で明示する場合は、出力して書面を作成できるものに限られます。

特定技能外国人を  
雇用している企業さまへ

より活用しやすくなりました!

# 4つの受入支援サービス

JACでは外国人の方々が建設業界において活躍できるよう、お役立ち支援を行っております。無料の安全衛生教育や日本語講座をはじめ、受入に関する各種費用の支援など、コスト削減につながるサービスもご用意しております。

## 1 オンライン特別教育

7月  
開講!

### パソコンで 無料オンライン受講

フルハーネス、足場組立の特別教育、新規入職者教育など、オンライン方式で母国語による無料の安全衛生教育を順次提供していきます。受入企業の技能実習生も対象となります。



オンライン特別教育についてのお問合せ▶0120-36-5378  
月～金(土日祝日・年末年始除く) 8時30分～17時00分

## 2 日本語講座

### 日本語のレベルアップ を目指す無料講座

特定技能外国人が無料で受講できる日本語講座です。日曜リアル日本語講座、もじとごい、やさしい日本語講座、サンデー日本語教室、N5～N2を目指す日本語講座、各種コースを用意。受入企業の技能実習生も対象となります。



日本語講座についてのお問合せ▶0120-220353  
月～金(土日祝日・年末年始除く) 9時00分～17時30分

## 3 一時帰国支援

### 特定技能外国人 1人5万円を支援

JACでは外国人の一時帰国にかかる費用を一定額支援しており、今年度からさまざまな要件を緩和します。支援金は1人につき5万円(1人1回限り)。1号に加え、受入企業の2号特定技能外国人も対象とします。※令和5年4月1日以降対象とします。



一時帰国支援についてのお問合せ▶0120-056-045  
月～金(土日祝日・年末年始除く) 9時00分～17時30分

## 4 CCUS手数料支援



### CCUS手数料を全額支援 申請はこちら!

特定技能外国人の受入には建設キャリアアップシステム(CCUS)への事業者登録などが必要です。JACでは事業者の管理者ID利用料と、能力評価手数料を全額支援しています。  
※令和5年度手数料分から対象とします。



CCUS手数料支援についてのお問合せ▶0120-220353  
月～金(土日祝日・年末年始除く) 9時00分～17時30分

全ての受入企業が補償制度の対象となっています!

## 1号特定技能外国人向け補償制度

### 万が一のときに。無料で使える「労災上乗せ補償」

受入企業が特定技能外国人に対して、規程に従い給付した見舞金に相当する金額は、JACが加入する保険契約に基づき、受入企業から保険会社へ保険金請求が可能です。

規程・補償制度についてのお問合せ▶0120-514-049 月～金(土日祝日・年末年始除く) 9時00分～17時30分

一般社団法人  
建設技能人材機構

特定技能外国人の異動および全中連を退会されるときは、就労管理システムへのデータ入力が必要です。  
<[https://gaikokujin-shuro.keg.jp/gjsk\\_1.0.0/portal](https://gaikokujin-shuro.keg.jp/gjsk_1.0.0/portal)>

全中連 FAX番号変更のお知らせ

新 FAX 番号 03-6262-7494

電話番号(03-5651-7301)は変わりません。